

令和4年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」  
に係る文部科学大臣表彰  
【推薦に当たってのQ&A】

Q1： なぜ、これまでの「地域学校協働活動」から、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」を表彰の対象とすることとなったのか。

A1： 学校・家庭・地域住民等が連携・協働して教育を行うことは、教育の目的や目標を実現する上で、そして未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会を実現する上で、いつの時代にも重要なことであり、複雑で予測困難な時代にある今、その重要性は一層高まっています。これについて、中央教育審議会の答申においては、「学校だけではなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要である。その際、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に実施することが重要である」\*1とされているところです。

学校運営協議会は、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させるための協議や基本方針の承認を行う、学校運営の強化を図るための仕組みであり、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が目標や課題等を共有の上、相互に連携・協働し、両取組を一体的に実施することは、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の改善、学校における働き方改革の取組の推進などの学校が抱える課題の改善・学校運営の強化だけでなく、学校を核とした地域づくりへの効果も期待されます。

これらのことから、表彰対象を「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を一体的に実施する取組」とすることとしました。

\*1 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）

Q2： 何に対して表彰を行うのか。

A2： 表彰の対象は、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」であり、表彰状の宛先は、「学校運営協議会」及び「地域学校協働本部」（本部がない場合は「地域学校協働活動」）を並記します。

したがって、取組に関わる個人や、市町村等から運営の委託等を受けている法人や団体、また、事業の実施主体である地方公共団体や教育委員会は表彰の対象にはなりません。

Q 3 : 表彰の対象は、必ず地教行法第 47 条の 5 に基づく「コミュニティ・スクール」でなければならないのか。自治体独自で推進する仕組み（例：「〇〇型コミュニティ・スクール」など）は表彰の対象から外れるのか。

A 3 : 表彰の対象については、平成 29 年 3 月の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が、教育委員会の努力義務となったことを鑑み、平成 30 年度以降、「地教行法に基づく学校運営協議会を設置している、または設置を予定している」ことを要件としてきたところです。

令和 4 年度については、「地教行法に基づく学校運営協議会を設置している」ことを要件としていますが、要項の第 3 条（2）のとおり、「学校運営協議会への移行またはその設置を計画している学校と地域が、連携・協働し、一体的に実施する取組」については、各都道府県等の推薦件数の範囲内で 1 件を上限とし、推薦することができます。

Q 4 : 表彰の対象となる「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的実施」について、「一体的実施」とは、どのようなことか。

A 4 : コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）と地域（地域学校協働本部・地域学校協働活動）が、地域学校協働活動推進員等を中心に、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報を共有し、これらを踏まえて、相互に連携・協働して活動を展開していることを指します。

具体的な事項としては、

- ・ 学校運営協議会を設置しており、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議が行われていること
- ・ 地域学校協働活動推進員等が配置されていること
- ・ 地域学校協働活動推進員等を中心に、学校及び学校運営協議会と地域（地域学校協働本部・地域学校協働活動）との間で、学校の目標や課題、地域の課題、学校運営協議会における協議の結果等の情報の共有が行われていること
- ・ 地域と学校が連携・協働し、子供たちの成長や学校や地域の課題解決に向けた具体的な活動が行われていること

等が想定されます。

Q 5 : 要項における全ての表彰基準を満たした組織、運営及び活動でないと推薦できないのか。

A 5 : 表彰基準にある「（1）組織、運営」、及び「（2）活動」は、表彰の対象とすべき取組の最低限の基準を示したものですので、それぞれの要件について、明確に欠格している、問題があるということであれば、対象から除外してください。

各自治体で開催する選考委員会においては、評価基準に基づき、域内の他の活動と比して優れているかを判断いただき、他の模範と認められると判断した取組を推薦願います。

Q 6 : 「地域学校協働活動」は、国の補助事業を受けた活動でないといけないのか。

A 6 : 国の補助を受けているか否かについては問いません。また、文部科学省内での審査に影響するものでもありません。

Q 7 : 要項の第3条で、幼稚園、認定こども園（幼稚園型）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に係る「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に実施する取組」については、上記件数に加えて1件推薦することができる。」とあるが、幼稚園、認定こども園（幼稚園型）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校は、1件しか推薦できないのか。

A 7 : 2件以上推薦できます。

例えば、県にあっては3件以内の申請のうち1件を高等学校とし、加える1件を別の高等学校とすることで、これらの2件を合わせて、計4件まで申請できます。

Q 8 : 要項上、選考に当たっては関係者からなる選考委員会を設けて審査する必要があるが、関係者とはどのような人を指すのか。

A 8 : 関係者とは、都道府県等の教育委員会をはじめとした関係部局の職員、域内の大学等の学識者、社会教育団体の役員等、事業に精通している方等を想定しています。

ただし、事業を実施している市町村の行政担当者、当該学校の学校長、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等については、公正な審査が行われていないのではないかと対外的に疑念を持たれる可能性があるため、注意が必要です。

Q 9 : 選考委員会の方々に対する謝礼等の経費は、地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金の対象にできるのか。

A 9 : 選考委員の方々への審査謝金や旅費、また選考委員会の会議費等の経費については、原則として、地域と学校の連携・協働体制構築事業補助金の対象外ですが、推進委員会（指定都市、中核市にあっては運営委員会）の一環として実施する場合は委員会（協議会）経費として支出することは可能です。

Q10 : 令和2年度までの「「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰」を受けていても、推薦可能か。

A10 : 令和2年度までの「「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰」とは、表彰の対象が異なりますので、推薦可能です。